

支援制度を紹介します

制度名・問い合わせ先	内容		
月次支援金(国) 〇 月次支援金相談窓口 〇 0120-211-240 	対象 緊急事態措置などの影響を受けている中小企業・個人事業主 ※感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)の対象事業者は対象外。	申請期限 9月分=11月30日(火)	要件 緊急事態措置などが実施された月のうち、措置の影響により月間売り上げが対前年同月比もしくは対前々年同月比で50%以上減少しているなど
頑張る中小事業者月次支援金(県) 〇 頑張る中小事業者月次支援金センター 〇 082-248-6853 	1月当たりの支給上限額 中小企業1事業者=20万円 個人事業主1事業者=10万円	申請期限 9月分=11月30日(火) 10月分=令和4年1月7日(金)	要件 緊急事態措置などが実施された月のうち、措置の影響により月間売り上げが対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少しているなど
中小事業者月次支援金(市) 〇 商工振興課 〇 0848-67-6072 	対象 緊急事態措置などの影響を受けている中小企業・個人事業主 ※対象期間中に感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)の対象となっている事業者は対象外。	1月当たりの支給額 1事業者=5万円 対象月 5月~9月 申請期限 令和4年1月31日(月)	要件 ●対象月の頑張る中小事業者月次支援金(県)を受給している ●緊急事態措置などが実施された月のうち、措置の影響により月間売り上げが対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少しているなど
感染症拡大防止協力支援金〔令和3年度5期〕(県) 〇 県協力支援金センター 〇 082-248-6851 	対象 緊急事態措置に伴う要請により、時短営業や休業を実施した飲食店 1日当たりの支給額 1店舗=3.5万円~20万円 ※事業規模、協力内容、売上額により変わります。	要件 ●9月13日~9月30日の全ての日で時短営業や休業の要請に協力している ●要請前に「酒類の提供」「カラオケ設備の提供」「閉店時間が20時以降」のうち、1つ以上を満たしている 申請期限 11月19日(金)	

発熱など風邪の症状がある場合はすぐ相談を

①迷わずに「かかりつけ医」など身近な医療機関へ電話で相談し、指示に従いましょう。小児は小児科に相談しましょう。
 ②かかりつけ医がないなど、相談先に迷う場合は県の「積極ガードダイヤル」【24時間対応】(〇 082-513-2567)に電話で相談しましょう。診察・検査ができる医療機関が紹介されます。
 ※電話での相談が難しい人は、家族など代理の人に電話で相談してもらいましょう。

三原市公式LINEで新型コロナウイルス感染症に関する情報、新型コロナワクチンの情報を配信しています



下の「総合メニュー」の中のボタンからも

- 1 新型コロナウイルス情報
- 2 ワクチン接種のお知らせ
- 3 ワクチン接種予約ページ
- 4 三原市内の感染情報

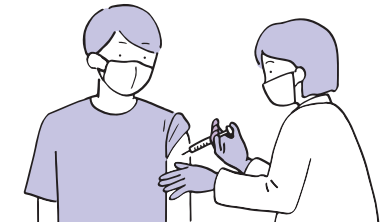
が確認できます

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナワクチンに関する情報や支援制度について紹介します。

ワクチン3回目の接種について 国から方針が示されました

9月下旬に国からワクチンの3回目接種について、方針が示されました。市でも、国の方針に基づいて、順次計画していきます。詳細が決まり次第、改めて広報みはらや市庁などでお知らせします。



接種率が8割に達しました

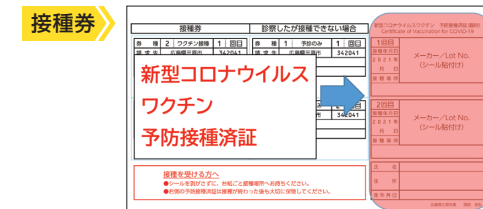
10月17日現在で、対象者のうち8割が1回目のワクチン接種を完了しました。(全人口に対する接種者の割合は74.8%です)

ワクチン接種を希望しない人へ差別や接種の強制は絶対にしないでください

ワクチンの接種は強制ではありません。接種による効果と副反応を理解した上で、自分の意思で受けるかどうかを判断してください。また、さまざまな事情により、受けたくても受けられない人がいます。接種の強制や差別、不利益な取り扱いなどを行うことがないように、皆様のご理解とご協力をお願いします。

Q & A

- Q1** 接種券についている予防接種済証とはなんですか？
A1 接種後、ワクチンのロットシールを貼り付けた予防接種済証はワクチン接種の証明になります。大切に保管しておいてください。
- Q2** ワクチンを接種しても感染しますか？
A2 どの感染症に対するワクチンでも、効果は100%ではありません。ワクチンを接種した後も感染する場合があります。ブレークスルー感染といいます。デルタ株への置き換わりにより、ブレークスルー感染は増えてきましたが、ワクチン接種によって重症化を防ぐ効果は高いレベルで維持されています。ワクチン接種後も感染症対策をお願いします。
- Q3** 新型コロナワクチン接種とインフルエンザ予防接種をする場合、間隔はどうすればいいですか？
A3 13日以上間隔をあけて、接種してください。
- Q4** 都合により、2回目の接種ができていないのですが、どうすればいいですか？
A4 市コールセンター(〇 0848-67-6019)まで連絡してください。



接種に関する悩みや専門的な相談窓口	広島県新型コロナワクチン接種コールセンター (〇 082-513-2847) 【24時間対応】
集団接種の予約キャンセルや接種券の再発行など一般的な相談窓口	市新型コロナワクチンコールセンター (保健福祉課内〇 0848-67-6019) 【平日9時~17時】